

第5回、6回図書館協議会を非公開にすることについて

守谷市図書館協議会

第5回、第6回図書館協議会については、図書館の第三者評価会議となります。会議内容の性質上、特定の個人が識別された上での評価や、指定管理者の不利益になる情報等も討議することになります。また、客観的な評価を行うに当たり、委員の活発な意見交換が必要不可欠であり、会議を公開することにより円滑な議事運営に支障を来たすことが懸念されます。

これらの理由は、「守谷市審議会等の会議の公開に関する指針」の会議の公開基準に定める会議を公開しないことができる理由に合致することから、非公開で行うことに決定しました。

○守谷市審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）

3 会議の公開基準

審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 守谷市情報公開条例（平成10年守谷町条例第4号。以下「条例」という。）第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議する場合
- (2) 公開することにより審議会等における当該会議の円滑かつ公正な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合

4 公開・非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、前項に定める会議の公開基準に基づき、審議会等の長が当該会議に諮って行うものとする。
- (2) 審議会等が会議を公開しないことを決定したときは、その理由を示さなければならない。

○守谷市情報公開条例（抜粋）

（公開しないことができる情報）

第6条 実施機関は、公開の請求に係る市政情報に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該市政情報を公開しないことができる。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げるものを除く。
- ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づき、何人でも閲覧することができるようにされている情報
 - イ 実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報
 - ウ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公表することが公益上必要と認められる情報
- (2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の競争上、地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報。ただし、次に掲げるものを除く。
- ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、健康、安全を保護するために公開することが必要であると認められる情報
 - イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある侵害から消費生活その他市民の生活を保護するために公開することが必要であると認められる情報
 - ウ ア又はイに掲げる情報に準じる情報であって、公開することが公益上必要と認められる情報